

2020年度第2回食・消費者委員会を開催しました！

7月20日（月）に、第2回食・消費者委員会を開催しました。2020年度第1回食・消費者委員会（4月開催予定）は、新型コロナウイルス感染拡大により中止したため、第2回が2020年度の初回の委員会となりました。

今回はZOOMを使い、千葉県環境生活部くらし安全推進課消費者安全推進室副主幹 井本満美子さんを講師に、2020年度4月1日から施行された国の第4期消費者基本計画と県の第3次千葉県消費者基本計画を紐解きながら、千葉県の消費者行政の取り組みや現況についてご説明いただきました。



千葉県庁 井本満美子さん

消費者基本計画は、消費者基本法の規定に基づき国が定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画です。5年計画のため、2005年に第1期が策定されてから今回で4期となります。今期では現在の社会課題を反映し、高齢化や成年年齢の引下げ、訪日外国人・在留外国人による消費増加、また自然災害や新型コロナウイルス感染等などの新たな課題にも対応できるよう、今後5年間の様々な施策が計画されています。

同様に地方自治体の千葉県でも、消費者行政の推進に関する基本的計画である千葉県消費者基本計画を策定し、令和元年度に第3期（1期5年間）がスタートしています。

井本さんは「第3次千葉県消費生活基本計画の2023年度までの最終目標は『消費者生活に関し暮らしやすいと感じている県民の割合は50%』となることです。例えば昨年の調査では、千葉県消費者センターの役割まで知っている人は13.1%でした。消費者センターに相談することが国の規制や被害防止につながることは知られていません。また、県内27市町村で高齢者見守りのための『安全・安心ネットワーク』が作られていますが、地域の中で組合員のくらしに寄り添う生協の取り組みにも大きく期待しています。声掛けや注意喚起など、これからも続けていただきたい」と話されました。あわせて、昨年の台風15号・19号及び暴風雨災害の際の長期にわたる停電では、災害に付け込んだ悪徳商法の被害防止のための注意喚起チラシを24,000枚も印刷したことを説明され、その際に生協がおこなった配達時でのチラシ配布の協力についても、高く評価していただきました。



説明後の意見交換では、委員から成年年齢引き下げで生じる問題や高齢者の被害防止、注意喚起に関する広報の方法などについて、意見や質問が出されました。広報に関して県と生協がより一層の連携を図ることを提案する発言もありました。